

第9期第3回 全体会記録			記録（書記）		黒川		
部 会 名		全体会		回 数		3	
日 時		令和6年11月20日（水）		13時30分		～ 15時25分	
会 場		中野区役所6階 601、602 会議室					
参 加 者		出席：中村、大倉、鈴木（裕）、小川（真）、松井、古京、小川（光）、関口、眞山、宮澤、大村、山本、上西、福本、大川、鶴丸、徳嵩、吉田 欠席：秋野、黒木、鈴木（祐）、高橋、池田、松田 事務局：鳥井、堤、大島、酒井、樟山、鳥居、齊藤、島田、樋口、伊藤、西川					
配 付 資 料		（参考資料1） 第9期中野区障害者自立支援協議会名簿 （資料1－1） 次期中野区基本計画及び次期中野区区有施設整備計画の策定に向けた意見募集について （資料1－2） 説明資料 （資料2） 意見記入用紙 （資料3） 相談支援機関会議記録 （資料4） 個別ケア会議記録 （資料5） 相談支援部会議事録 （資料6） 地域生活支援部会議事録 （資料7） 就労支援部会議事録 （資料8） 障害者差別解消部会議事録 （資料9） 施設系事業所連絡会議事録 ・デフリンピック パンフレット ・障害理解促進ワークショップ					
内 容							
【第3回協議会】							
事務連絡 （事務局堤） 11月1日付の人事異動に伴い事務局の体制が変わった。障害福祉サービス担当課長の大場が企画部ユニバーサルデザイン推進担当へ異動し、網野課長が就任した。 （網野課長） 11月1日付で異動してきた。産業振興課にて経済政策を行い、ナカペイを導入した。十数年前に就労支援部会等でお世話になった。引き続き障害者福祉施策を進めていく。							

委員の退任及び就任について連絡

（鳥井課長）

社会福祉法人愛誠会の人事異動に伴い、アポロ園園長高野委員より退任の申し出があり、後任にアポロ園園長の吉田澄央様を委員に迎える。

（吉田委員）

療育センターアポロ園の園長に就任した。諸先輩方に恥じないような委員になりたい。

（中村会長）

前は暑い日が続いていると話したが、急に冷えて体調を整えるのが大変である。

GH 患の不正問題から、全 GH が連座制により閉鎖になった。11 月 8 日に厚労省がプレス発表し、株式会社ビオネストという一般企業が GH、すべての障害福祉サービス事業、介護保険事業 246 か所を一括承継する。来年の 1 月を目途に調整している。障害のある人たちが犠牲にならないように引き継がれると良い。

11 月は上半期中間決算の準備時期である。報酬改定の影響が出てきているのではないか。当法人も、生活介護が時間配分になったことで厳しい状況が続いている。GH や放課後等デイも厳しい状況である。

今回は介護保険、障害福祉のサービスの報酬、医療の 3 本立ての改定で、様々な影響がある。報酬改定は経営実態調査の数字を背景にしており、サービスの質等も見ると黒字が多い所を減算するような仕組みである。サービスの実態と合わせ、障害当事者のサービスが低下しないか。構造的に問題があるのではないか。

（１） 報告・提案事項

①次期中野区基本計画及び次期中野区有施設整備計画の策定に向けた意見募集について

（鳥井課長）

今の中野区基本計画は HP にある。令和 3 年度～令和 7 年度の 5 カ年で行っており、次は令和 8 年度～5 カ年の計画を作る。区民や関係団体へ意見の募集をする。（資料 p3、4）

（資料 p5～）現在の中野区の基本計画を簡単にまとめたものである。

（資料 p6 上部）基本計画とは中野区の 10 年後の姿を描いた基本構想を実現するために、取り組んでいるものである。区有施設整備計画についても意見をいただきたい。

（資料 p8 下部）今年度までの主な取り組みが書いてあり、現在の計画で進めている新しいものである。

区有施設整備計画について、資料に載っていないため説明する。障害者福祉会館は移転して建て替える計画であり、移転場所は現在中野区保健所がある場所である。保健所は早稲田通りにある旧教育センターに移転する予定だが、土地の測量等を始めた段階であり数年かかる。中野区保健所が移動し

た後、新しい障害者福祉会館が建つ予定である。障害者福祉会館は移転だけでなく、障害者福祉施設の複合施設として整備を検討する。今後の計画で具体化していく。

他に区には保育園や図書館等の小さめのこれから空く土地があり、そこに保育園、児童養護施設、高齢者介護、障害福祉 GH 等の誘致を検討する。今後具体化していく。

意見記入用紙は資料 p 11 にある。データはメールで送る。

（鶴丸委員）

意見を出すスケジュールがタイトである。もう少し早ければ各部会で検討することができた。意見を出せるのは今回しかないのか。

（鳥井課長）

新しい計画の骨子すら作成していないタイミングの今、次の 5 年間について考えていることを伺いたい。素案や意見交換、次期計画案、パブリック・コメントの段階があり、素案ができた時点での意見交換が一番大きいポイントであるため、その時にも意見を頂きたい。

その他でも意見をいただければなるべく反映する。

（中村会長）

骨子づくりの案のため、要望は自由に書ける。

自立支援協議会を代表して地域包括ケア推進会議に参加しており、18 日の締め切りで来ていたが、意見交換もせずに出せないため提出していない。意見交換をしながら進めていきたい。

今回は骨子のための意見であるので全体会委員として出して良いのではないかと。全体会としてまとめて良い。

2 年程前に別の件で施設整備に関して意見があれば出してほしいと言われ、意見を出した。空き地にして練馬区のように区民農園として貸し出し、子供からお年寄り、障害のある方も自由に使えるように開放するとのアイデアを出したが、それに対して何の反応もなかった。

西武新宿線の交差工事を数駅に渡って行っている。あの土地は西武鉄道が管理するのか。→区が管理する。

そのような場所も、制度や仕組み、建物等箱もので支援をするより、交流の場を通じて障害理解や高齢者福祉、児童福祉を深める方法があっても良いのではないかと。

（大村委員）

意見を出すのは良いが、区役所の新庁舎を建てる際にエレベーターに大型の車いすが乗れるように、事業主を 2 か所程提示したが活かされなかった。大型の車いすは未だに区役所のエレベーターを利用できない。意見を募集したらそれに対しての何らかの反応が必要である。

小さい土地より、空いている学校等で高齢・障害・児童を合同したものはどうかと案を出している。何も返答がないので、意見を出してもどうなのかと不安もある。生まれ育った地域の中で生涯を送りたいのは、皆同じである。区民にとって利用しやすい、行きがいのある施設になれば良い。

（中村会長）

全てを採用することはできないと思うが、区は優先順位を決めながら一番有効な方法を、知恵を絞って行っている。せっかくの機会なので率直な意見を出していただきたい。

（鳥井課長）

エレベーターは区民が利用できる南側に 4 台、職員や荷物を運ぶ北側に 4 台ある。大型車いすが乗れるエレベーターは南側にはない。北側に大型エレベーターが 1 台あり、それを使うことができる。中野区役所の HP で「大型エレベーター」と検索すると情報が出る。「大型車いす対応型のエレベーターを職員がご案内いたしますので、事前に庁舎管理係までご連絡いただくか、ご来庁後に 1 階総合案内または防災センターへお声がけください。」とある。

（大村委員）

北側のエレベーターを利用しても 2 階の窓口には直接行けない。そのような不便がないように考えてやっていただきたい。

②部会等設置に向けた検討状況について

（事務局土屋）

相談支援事業所を対象とした、専門の連絡会の立ち上げについて提案があった。現状の報告をする。

会の名称は「中野区相談支援専門員連絡会」である。中心になるメンバーで話し合いを行い、会長は南部すこやか障害者相談支援事業所、NPO 法人リトルポケットの中村さんである。副会長は、中野区障害者福祉事業団、障害者相談支援事業所わ・らいふの畠山さんである。事務局は基幹相談支援係が務める。

来年の 2 月頃に第 1 回を開催する予定である。話し合ったことは議事録等で全体会に報告する。

（中村会長）

3 月の全体会に報告があると思う。全体会の中から提案があったため期待したい。

（2）部会等報告

①相談支援機関会議報告

（鳥居係長）

8月28日は事例報告の総件数は17件であった。初めに今後の相談支援機関会議の持ち方を隔月開催にすることが了承された。

主たる話題について、重度訪問介護利用者の大学等修学支援事業について、重度訪問介護を行っている事業者を対象とする今の必要条件が厳しすぎると意見があった。柔軟な事業所選択ができると良い。

65歳の介護保険の移行について、認定に2か月以上かかり障害のサービスを延長しなければならないことがある。中野区のルールでは誕生日の1か月前から申請し認定を出す、間に合っていない。

休職からの復職を目指す就労移行について、4月から支給決定期間が1か月～6か月の範囲内で、月単位で定め利用期間は企業の定める休職期間の終了までとなっている。新たに説明する必要があることや、更新の際に必要な書類について確認した。

10月23日の会議は事例報告の総件数は20件であった。主たる話題について、聴覚障害の児童で知的障害もあり中学進学が難航しているケースがあった。言語発達や社会性にも困難が生じるため、中学以降の社会資源や近隣区の療育機関の不足の課題がある。

障害者本人の妻が義母に虐待をしたケース。大きな怪我があれば警察が介入できるが、福祉サービスだけでは問題解決が難しい。

就労継続支援A型を利用していた方が介護保険に移行する過程でサービスが終了となり、本人の意思に反して医療機関の変更が行われたケース。ケアマネージャーに障害理解を深めてもらい、深くかかわってきた事業所が担当者会議に出席する等の連携が求められた。

その他サービスとの繋がりが薄い人への支援体制や、認知症の母親と50代の娘の8050問題等について話し合われた。

（中村会長）

変わらず深刻な問題が出ている。課題が共有された後にどのように課題に向き合っているのか等を含めて報告があると安心するが、どうなるのかと思いながら聞いている。

（宮澤委員）

介護保険への移行について、中野のルールとあるがルール自体を変えられないのか。

（中村会長）

事務的に移行してはならないと通達が出ており、必要な障害福祉事業に関するサービスが継続できるように配慮をと言われている。見直す必要があればお願いしたい。

（鶴丸委員）

措置入院等で急に入院すると、携帯代等ライフラインをそのままに入院になることが多く、退院するときが大変になる。病院のワーカーは個人の部分はできないので、公的なシステムがあればよい。

携帯電話がブラックリストに載ってしまい、契約ができなくなったり、ライフラインの契約が残っていたりして信用情報が傷つくと、部屋を借りる時等に信頼されなくなる。本人のせいではないので、サポートが出来ると安心した入院にもつながり、退院もスムーズになるのではないかと。公的なもので本人以外ができるシステムがあれば良い。

（中村会長）

成年後見を利用すると他者が介入できるが自己決定を支援するため、どのような状況でどのような問題を抱えているかが把握できなければつながらない。工夫する余地はある。

それぞれの問題には、制度的や社会環境の資源等、様々な原因がある。障害者権利条約を国が批准し、第1回総括所見が示されている。それを目標に計画を立て、制度を組み立てていく必要がある。

これまでの福祉的な役割が父権主義的アプローチであり、障害のある人たちの権利を侵害しているのではないかと根本的な問題を指摘している。そのようなことも視野に入れ意見することが重要である。福祉の分野だけでなく、社会環境を変えるという大きな課題を突き付けられている。

（小川委員）

聴覚障害の児童が中学進学に難航しているケース。難聴の会でも中学生のサポートは難しい部分である。難聴団体の中で毎月2回水曜日に相談サポートグループ、ピアカウンセリングのような集まりがあり、中学生はそのような場に来るのも難しいと思うが、来年度は土日開催も考えている。小学校までは難聴学級があるが、中学校になると区内に資源がないのかもしれない。相談はできるので、気にせずに来てもらいたい。

②相談支援部会報告

（大川委員）

昨年度からAB2つのグループに分かれ、Aは重層的支援体制が機能しているか、Bは相談に繋がらない人をテーマに話し合ってきた。

中野区の重層的支援体制が機能しているか調査するために今年度アンケートを取る。内容は精査中であるが配布する対象は、第1層、第2層、第3層、すこやか福祉センターの保健師、福祉職の児童の方である。

第2弾として相談に繋がらない人についてもアンケートを実施したい。他にも区役所販売等の際に一般の方向けに「自立支援協議会を知っていますか」、「困ったときにどこに相談すれば良いかご存じですか」と街頭アンケートを取ってみてはと意見が出た。

他に、中野区で足りないと感じる社会資源について話し合った。特別支援学校卒業生の地域の行き場所がない、就労継続支援B型事業所も定員が埋まっている所が多く選択肢が広がらない。引きこもり支援は本人が声を上げず家族だけで頑張っている、中高生の相談が増えている。障害福祉サービスから介護保険に移る過程で、高齢で障害のある方の入所先がないとの話も出た。

部会員の中で事業所が増えないのは、区の障害福祉の全体を考える人がいないのではないかとこの意見もあった。制度が変わり平均工賃によって支援費が変わるため、事業所を立ち上げて運営していくのも大変な状況である。

（中村会長）

かなり細かい項目で貴重なアンケートである。B型等の施設を今後増やすのかは問題もある。A型事業で働いている方は、本来は一般企業で働けるようにしなければならない等、別の課題がある。社会のあり方を含めて全体で考えていく必要がある。

③地域生活支援部会報告

（鶴丸委員）

9月12日の会議は、今年度の施設見学について打ち合わせた。さつき荘、江古田の森、中部総合精神保健センターの元ホステルと言われたところを見学した。例年は1施設だったが、今年度は様々な情報があると良いとして、3つに分かれた。施設見学についての発表は来月の部会で行う。

近況報告は変わらないところが多かったが、宿泊訓練等を徐々にしている印象であった。徐々にコロナの影響から抜けていけば良い。

11月14日の部会では栃木の「かりいほ」という施設の相談支援員に来ていただき、知的障害の方の都外施設から中野区に戻る地域移行の事例提供があった。

自分は精神の分野であり、知的障害の都外施設から中野に戻る地域移行は知らないことが多く、打ち合わせから勉強になった。中野に戻りたい気持ちはあるが、障害特性の課題や中野でどのように受けるかの問題もあり、上手くいっていないと話していた。今後中野区として、都外に行った方も戻れるような地域づくりをどうしたら良いか考えなければならない。

（関口委員）

さつき荘という救護施設に行った。生活保護の方で精神障害や身体障害のある方を受け入れている。印象に残ったのは1人の職員が6人を見ていることである。精神科の病院では1人に10人であり、当事者としては8人くらいにして欲しいが、それよりも手厚い。救護施設からの地域移行も、少ないがしていると話していた。

地域移行と関連して、病院訪問の東京都の研修があり参加には自治体の推薦が必要である。一度お願いしたら二つ返事で良いと言われたが、後に断られた。保健所にダメと言われたらしい。中野区だけでなく武蔵野市でも今回の研修は見送った。

推薦を出している自治体もあるので、中野区と武蔵野市がなぜ出していないのか分からない。病院訪問は障害者総合支援法とは別で、端的に言うと医療保護入院になった方を、長期入院にならないように引っ張り出すものである。他にも病院訪問して地域移行したい人を引っ張り出す役割も果たしている。

（事務局土屋）

入院者の訪問支援事業のことと思うが、医療保護入院等で長期入院されている方に研修を受けた訪問員が訪問し、困りごとや地域に戻るための相談をする事業である。国からは資格要件等は明示されていないが、精神科の病院に出入りするため有資格者が良いか、誰が行くか等検討準備段階である。研修に行く方を推薦する段階ではなかった。

（関口委員）

今も動機づけのために病院訪問をしている事業所はある。その病院が許可すれば良いが、病院訪問も研修を受けることが最低条件にある。

武蔵野市も中野区も保健所等が準備不足で、今年２回あった研修を逃している。

（中村会長）

ピアサポートのようなものが効果的なのではないか。病院や救護施設等からの地域移行、労働問題等も社会でどのように受け入れるかである。受け入れる側の問題も大きい。それを変えることは容易ではないが、障害のある人たちも他の人と変わらず生まれた場所で教育を受け、育ち、働く環境をどう作るかは大きなテーマではあり前向きに検討したい。

④就労支援部会報告

（鈴木委員）

９月の会議では最低賃金の改正や障害者雇用の状況について話があった。他に港区にある就労移行支援事業所が企業と事例検討会等を行っており、その取り組みがとても良いためそのような事例検討ができないかと意見があった。今まで企業を部会に招き意見交換をしていたが、具体的な事例検討や企業と障害者雇用について話す機会を持ちたいと提案が出た。

早速ハローワーク新宿で障害者雇用について進めている企業、これから進める企業を中心に意見交換会として、障害者雇用相談会を１０月２９日と１１月１２日に開いた。

１０月２９日、１１月１２日両日コロニー中野で開催した。ハローワーク新宿から障害者雇用について様々な資源等を含めて概要を説明し、その後仲町就労支援事業所井上所長から障害者雇用についての講話があった。その後に就労移行支援事業所、就労継続支援Ｂ型事業所と出席された企業で意見交換を行った。１０月２９日は４、５社企業が集まり、１１月１２日は９社の企業が集まった。

企業からはどのような仕事を任せれば良いか分からない、仕事の切り出しができない等の課題があり雇用が難しいと話があった。支援者の存在がまだ分かっておらず、どう活用していけば良いかが分からないとの話もあった。既に雇用している企業からは、過去に雇用したが失敗しどのように雇用すればよいかが分からない、雇用してもすぐに辞めてしまう等、対応や雇用管理の仕方等の意見が出た。

今回はこのような形で開催出来てよかった。12月の会議でまとめて報告する。障害者雇用は、秋は求人が多い時期である。6月1日で締めて、国や東京都の状況がまとまっている。

他に知的障害の方は収入が低いため、3度4度の方でも助成をしてもらえるように要望してきた、それを検討してもらいたい。障害の程度の軽い人で過去に危害を加えられた経験がある方はヘルプマークを付けたがらない。特別支援学校の生徒は社会に出て給料をもらっても、お金の使い方が分からず家族が管理することが多い。初めての給料を使いきってしまうこともあり、お金の使い方についての勉強をしていきたい等の意見があった。

障害者雇用相談会の中でも特別支援学校の先生からも、特別支援学校の就労の取り組みについて説明があった。今回企業との意見交換ができたので、先に進めていきながら雇用に結び付けていきたい。

他に明日10時～15時中野区役所1階で、就労相談会を行う。

（小川委員）

法定雇用率が上がり、6月1日現在で雇入れ計画の発出命令となる企業は多くなっている。1月1日から2年間の計画を作成する法律のため、現在雇用指導を行っており求人が増えている。雇入れ計画の発出命令にならないように企業に動いてもらっている。

障害者雇用相談会は、10月は4社のうち3社、11月は9社のうち4社が中野区内の企業であった。

（中村会長）

雇用率は上がってきている。就労移行支援では移行率がカウントされるため躍起になっている。就労継続のA型B型も、まずは一般労働市場に向けての支援を充実するように強く言われている。そのため福祉側では一生懸命出そうとし、企業側では積極的に雇用しようとするが難しいものがある。雇用率ビジネスのようなものまで出てきている。

ハローワークと現場、企業が連携することで互いのノウハウが活用できる。環境や気持ちも作れて、支援する側も一緒になって送り出し好循環ができるのではないかな。

（関口委員）

就労に関係することなので紹介する。中野区のせせらぎと、武蔵野市のミューともう一つ事業所が関わり、たすき掛けプロジェクトを行っている。地域活動支援センターでピアスタッフを雇う時にその利用者を採用すると、感情的な問題等が起こることもあるため、違う事業所を見学し違う事業所に勤めれば良いのではないかとしたすき掛けをする。今エントリーシートを書いており、エントリーの後、採用されたら実習先はまた別の事業所に行く。

（中村会長）

精神障害の場合にはピアカウンセリングが有効である。施設間の連携や人事交流なども積極的にやっていただきたい。

（鶴丸委員）

ピアスタッフを雇う所をどのように見つけるかが課題であったが、ピアサポーター協会を通じて知り合ったミューの方もピアスタッフを雇いたいとの話であり、たすき掛けをすることになった。

東京都の体制整備は世田谷区のめぐはうすが行っており、ピアサポーター活用の支援も行うため、実習先の選定等はめぐはうすの方にやっていただき、1月に実習をする予定である。その後希望する職場に就職申し込みを行い、面接等を通して4月からピアスタッフとして働くスケジュールである。ピアスタッフを雇いたい事業所の方がいれば声をかけて欲しい。

（中村会長）

働けそうな方はたくさんいるのか。→今回ミニエントリーをしてもらったのは6名。

雇用契約ではなくスタッフとしてか。→雇用契約を結ぶ。

（眞山委員）

今障害者手帳の4度を持っている。愛の手帳はバスの運転手に見せ半額にしている。都バスの無料パスは、本人は無料だが付き添いは半額である。

ヘルプマークは今も目印につけている。気付くと席を譲ってくれる人もいる。無料パスは都営地下鉄の窓口に行けばある。

（中村会長）

ヘルプマークは結構有効である。都営交通の無料パスはどこで情報が得られるのか。→区役所等。

（網野課長）

都営交通の無料パスは、基本的に手帳を持っている方や生活保護受給者の方に渡している。手帳の案内、配布の際に必要なサービスが行き届くように行っていたが、まだ利用していない人もいるため区報等を使いながら周知をしたい。

（関口委員）

紙のものは区役所でもらえるが、裏が磁気で自動改札に通るものが駅の窓口等でもらえる。

⑤障害者差別解消部会報告

（宮澤委員）

9月の部会は前回報告したため割愛する。

11月26日に部会を開催する。差別解消部会ではこれまで中野駅駅長、関東バス、タクシー会社、西武信金をゲストとして招いた。今回は商業系としてマルイに来てもらう。障害者雇用や社員への研修等について情報交換、意見交換をしたい。

（中村会長）

積極的に障害のある人を知ってもらうことに繋がっている。区内の差別解消審議会は開催されているのか。

（事務局大島）

障害者差別解消審議会は年1回開催されている。区の合理的配慮の提供、差別的な取り扱いの状況等を審議会で共有し、審議してもらっている。民間事業者に対する相談も障害福祉課に来るため、区が民間事業者へ合理的配慮の協力を依頼した事例等も報告している。

（中村会長）

審議会の様子を全体会にも情報共有していただけるとありがたい。

⑥施設系事業者連絡会報告

（徳嵩委員）

10月18日に開催した。今年度のテーマが権利擁護についてであり、個別支援計画の作成の際、面談に本人が同席するとされているがどのような工夫をしているか話した。

身体障害の方や精神障害の方は本人との面談が中心であるが、知的障害の方は本人より家族と話す機会が多い。本人が話す時に本音を聞き出せない、言い出しにくい、利用者より若いスタッフに対して本音を話す難しさ等の意見もあった。70、80代の方に対して、今の生活より先の目標を求めるのはどうなのかとの疑問もあった。

事業者間交流研修の進捗状況の報告があった。来年の2月に研修を予定しており、内容の確認を行った。近況報告では、少しずつ旅行やお祭りを再開しているところが多かった。

（鶴丸委員）

資料70ページ、「個別支援計画と同時にUPSという独自のフォロー体制を取っている」とあるがUPSとは何か。→次回確認して報告する。

（中村会長）

個別支援計画を作るときは親と本人の意見が本当に一致しているかが重要である。

（福本委員）

利用者に個別支援計画の重要性を理解してもらえないことがある。面談の場で座る前に、前回と同じですと帰ろうとする方もいる。多くの方が面倒くさく感じているのではないか。

一方で細かく計画を立てても、その事業所にある資源や作業が中心になる。細かい計画を立ててもそれを行うことができず、細かいことばかり書けない。

旅行等も個別支援計画になぜ旅行が必要なのか、レクリエーションが必要なのかを落とし込まないと支援のお金が出ない。

（中村会長）

個別支援計画の目的等を改めて説明するのは難しい。障害福祉サービスは税金が使われており、福祉サービスを提供することで成り立っている。法律が背景にありそこから説明する必要があるが、固く制度の話をして逆にも構えてしまう。雑談しながら等アプローチの仕方に工夫が必要なのではないか。一律に個別支援計画が必要であるので努力してくださいでは、拒否反応をされる方もいる。

福祉工場を葛飾と大田に持っており東京都から受託し法人に移行する際、自立支援法の A 型のある多機能型にしたため全員と契約を結んだ。それまでは障害者従業員として雇用契約だけだった方と利用契約を結び、個別支援計画が必要であるとした時に馬鹿にするなどと言われた。本人たちは障害があっても従業員として一緒に働いてきた仲間であるとの意識がある。

その時は公費で成り立っている部分は間違いなくあり、自立支援給付を収入として得ないと経営的に成り立たないため協力してほしいと話をした。雇用関係についてはこれまで通り障害者従業員と他の従業員を同じ扱い方、処遇をすることで理解を得た。相手によって話し方やアプローチを工夫することが必要である。

（上西委員）

利用者の母であり事業者でもあるので、個別支援計画は受ける側話す側どちらもある。子どもが小さい時には学校の指導計画もなく、先生がその子に必要なことを集団の中で一つずつ教えていた。アメリカで個別に目標を決めて積み上げる良さがあるとして、始まったものが個別指導計画でありその後個別支援計画ができた。学校から出た方は今までであったものが作業所にはなく、なんとなく年月が過ぎてしまっていた。毎年話をして改めて利用者と家族、作業所の信頼関係を積み重ねることが大切である。

個別支援計画になると本人の問題点が前に出る。本人の障害特性があるため、暗い人に明るく、落ち着きのない人に落ち着くようにというのは困難である。それを目指すために、短期計画、長期計画がある。直線の成長ではなく、螺旋型で強みも弱みも含めながら人は成長する。強みや弱みを考えながら計画を立てる意識に改善しようとしている。

資料 p 70、杉の子大和「本年度から利用者一人一人の強みを活かした支援に着目し、」とあるが、以前はマイナス部分に着目する場合が多く、話しながらどう支援していくか考えていたが、管理者から本人の良い部分は、強みはどこか、何が好きかと聞かれると、親も話しやすくなる。親はマイナス

も知っているがプラスを聞かれると、嬉しくなりそれを聞いている利用者も嬉しくなる。制度もあるがそのようなものを活用しながら、現場の支援が同じ方向になるようなツールにして欲しい。

面談は職員も年1回している。東京働きやすい職場宣言を作成している。職員を育てるのに自分の背中を見て学んでほしいでは育たない部分もあり、何年目なのでこれくらいはできていないといけない等、相談しながら人を育てている。障害のあるなしではなく、人を育てることは一緒に細かく目標を決めてやるものと思う。利用者支援では、1年でようやく芽が出て10年かかってできることもある。10年経ったときに、できることがあるのか少ないのかがその人の気持ちの自律に繋がる。

ヘルプマークは権利擁護の部分で、一人で歩く女子には活用が難しい。子どもが一人でバスに乗るときにヘルプマークを付けて乗せることはしない。便利なことはあるが、皆にとってそうではない。自分自身で相談しながら決定してほしい。

（中村会長）

個別支援計画は本来我々が作るものではない。制度上は作るが、本人の作成を手伝うということなので、最終的な物差しは支援者ではなく本人である。

（3）その他

（関口委員）

障害者権利条約について、10月7日付の障害者権利委員会の事務局資料によると、日本政府の事前質問事項の採択が2030年の3月頃であり、日本政府の審査が2033年の8月頃に予定されている。

障害者基本法の改正に向けた動きが出てきている。JDFでも試案を出す。今の国会状況を見ると良いものが通りそうである。私が障害者基本法の改正に一番求めるものは、障害者基本法の条文の中に障害者権利条約の文言が入ることである。

（中村会長）

2028年の予定だったが遅れている。障害者基本法では、海外の概念や国内の概念、どの状態を障害、障害者というか等で様々な意見が出ている。

（事務局大島）

東京都から来年開催される東京デフリンピックの周知の依頼があったため、チラシとピンバッジを配布している。

（鳥井課長）

12月5日に区役所で行う障害理解促進ワークショップのチラシを配っている。障害のある方が、講師役で来る。対象は区内民間事業者や区民である。イラストや動画を見てグループごとに話す。

この研修は NPO 法人障害平等研修フォーラムが行っており、区役所の職員向けにも行っている。私も参加して目からうろこが落ちるような研修であった。ファシリテーターの方がフレンドリーに声掛けを行い、参加者が自由に発言もできる素晴らしい研修であった。

（中村会長）

関係者や区民の方にも参加していただきたい。

年明けの4部会合同セミナーの案がまだ固まっていない。デフリンピックが来年開催されることもあり、セミナー形式ではなくスポーツ等を通じて障害理解を深めるような企画を検討している。

東京コロニーで行っているアートビリティのカレンダーを配った。200 人程の作家が登録し、5000 点程の作品が登録されている。HP でも閲覧できる。

（15時25分終了）

備

考

次回日程：令和7年1月15日（水）午後1時30分～

場所：中野区役所6階601、602会議室